

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を活かして 福祉避難所・高齢者施設等に「アイ・ドラゴン4」を設置してください

障害者差別解消法 == 事業者も合理的配慮の提供が義務化されました ==

6 月 25 日、「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、地域における生活環境の整備等（第 10 条）では、「災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供」と定められています。

「アイ・ドラゴン 4」は、きこえない・きこえにくい方の日常生活用具としてご利用いただけることはもちろん、緊急災害時にはすべての人に必要な情報をお届けする情報アクセシビリティ対応機器です。引き続き、ご当地の市町村に、聴覚障害者災害救援中央本部・貴協会・障害者放送通信機構連名の「アイ・ドラゴン 4 設置要望書」を提出してください。

「アイ・ドラゴン4」の機能

- 災害時に手話言語で緊急災害放送を見る
- 「目で聴くテレビ」が収集した災害時情報をオリジナル番組で見る
（全国の聴覚障害者情報提供施設と協力）
- 「リアルタイム手話・字幕放送」を見る
（情報通信研究機構(NICT)助成事業）
- 2,500本超**の手話番組アーカイブを
24 時間いつでも見られる



認定特定非営利活動法人
障害者放送通信機構は、
文化庁からリアルタイム
字幕配信事業者の指定を
受けています。

聴覚障害者用情報受信装置
「アイ・ドラゴン4」(日常生活用具)

== ご支援のお願い ==

賛助会員になって「目で聴くテレビ」を応援してください

緊急災害時のリアルタイム手話放送をおこなうためには、放送 1 回あたり 15 万円の費用がかかります。国の助成金では半額しかまかなうことができず事業の継続が困難になっています。

どうか皆様のご支援をお願い申し上げます。

●賛助会員会費は 1 口 3,000 円です。何口でもかまいません。お申込は、ご住所・お名前・賛助会員申込と書いて FAX してください

⇒06-6242-6502

●賛助会費の振込先

ゆうちょ銀行 ○九九店 当座預金 0117922
障害者放送通信機構

全日本ろうあ連盟と障害者放送通信機構は、定期的に普及担当者会議を開いて「アイ・ドラゴン 4」普及のための情報や意見を交換し合い、日々の普及活動に努めています。
この活動が「アイ・ドラゴン 4」設置につながった福祉避難所等は 40 か所を超えました。



2024 年

4 月 1 日から合理的配慮の提供が義務化されました

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を活かして福祉避難所・高齢者施設等に「アイ・ドラゴン4」を設置してください